

ふぐ割取扱店募集要領

1. 事業概要

■目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んでいる観光需要の回復を目指すため、臼杵市内の店舗等でふぐ料理を注文されたお客様に対して、料理代の一部を助成することにより、市内の飲食客の増加及び消費拡大を図る。

■概要

【期間】令和2年12月1日(火)～令和3年3月31日(水)ただし、予算がなくなり次第終了

【取扱場所】臼杵市内のふぐ割取扱店（※以下取扱店）

【利用要件】1人あたり2,000円以上のふぐ料理を注文された方（市内外在住者ともに対象）
1度の食事1人につき、1回利用可能

【助成金額】ふぐ料理代金の半額（1,000円未満は切捨て） 上限5,000円

- ・取扱店ごとに助成金利用枠を事前に設定し分配する
- ・取扱店は分配された利用枠を管理し、その範囲内にて受付等を行うこと

■ふぐ割代金の請求

- ・請求書は指定の様式を利用すること

支払い①：月末締、5日請求締、翌10日払

支払い②：15日締、20日請求締、25日払 ※銀行が店休日の場合は翌営業日

- ・請求の際は、ふぐ割利用証明書を添付し提出することとする

2. 応募資格

- ・臼杵市内に店舗を有し、ふぐ料理の提供が可能な飲食店
- ・新型コロナウイルス感染対策を行っている飲食店で、臼杵“ほっと飲食店”又は、GoTo Eat キャンペーン取扱店の認定を受けていること
- ・法令等を遵守し、事務局の指示に従うこと
- ・取扱店説明会にやむを得ず参加できない場合は、事務局まで相談すること
取扱店説明会：令和2年11月19日（木）10：00～ 臼杵市観光交流プラザ3F会議室
- ・ふぐ割り取扱店の一覧は臼杵市観光情報協会のホームページ等で公開する

3. 募集期間

- ・募集期間は令和 2 年 10 月 30 日(金)から令和 2 年 11 月 11 日(水)
- ・募集期間を過ぎての受付は一切行わない

4. 応募方法

- ・応募を希望される飲食店は下記の書類を令和 2 年 11 月 11 日（水）までに提出
※郵送での申込の場合は、11 月 11 日(水)18 時 00 分必着とします。

提出書類：ふぐ割取扱店申込申請書

【提出先】 〒875-0041 臼杵市観光情報協会 臼杵市大字臼杵 100 番地 2
臼杵市観光交流プラザ内 TEL0972-64-7130

【受付時間】 9 時 00 分から 18 時 00 分